



令和5年2月1日

トピックス ～ 令和5年度税制改正大綱速報 ～

前号でお届けした資産課税及び消費課税の中で紙面の都合上お届けできなかった重要な改正項目を今回お届けします。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

(1) 資産課税

○ 相続時精算課税制度について、次の見直しが行われます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別に、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

この結果、相続時精算課税制度が利用しやすくなっております。

(注) この改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(2) 消費課税

○ 令和5年10月1日から開始する消費税の適格請求書(以下「インボイス」という)等保存方式に関して、免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者に対しては負担軽減措置が講じられます。

○ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

インボイス発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に、免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は「課税事業者選択届出書」を提出したことにより、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間にかかる課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該金額に8割を乗じた金額とすることにより、結果的に納税額が課税標準額に対する消費税額の2割とすることができるようになります。

$$\boxed{\text{売上に係る消費税額}} - \boxed{\text{売上に係る消費税額} \times 80\%} = \boxed{\text{納税額}} \quad (\text{売上税額の} 20\%)$$

○ 適用対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間が適用対象期間になります。

例)

- ・ 免税事業者である個人事業者が施行日に登録した場合、令和5年分(10月から12月分のみ)の申告から令和8年分の申告までの計4回が適用対象期間になります。
- ・ 免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日に登録した場合、令和6年3月決算分(10月～翌3月分のみ)から令和9年3月決算分までの申告が適用対象期間になります。

○ 適用対象者

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として登録を受け、登録日から課税事業者になる者が対象になります。

したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合や、基準期間の課税売上高が1千万円を超える場合など、そもそもインボイス制度と関係なく課税事業者となる場合には、軽減措置の適用対象になりません。

また、令和5年10月1日前に「課税事業者選択届出書」と「インボイス登録申請書」を提出している場合には、令和5年10月1日の属する課税期間については本特例の適用がありません。

この場合、「課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、当該課税期間からその「課税事業者選択届出書」の効力が失われる措置が取られますので、インボイス発行事業者として登録した日から12月31日までの期間から特例の対象とすることができます。

◎ 適格請求書発行事業者登録制度について、施行日(令和5年10月1日)に登録を受けようとする事業者の登録申請期限が令和5年9月30日までになりました。

登録申請後、登録通知が届くまで一定期間かかりますので少し早めに申請をしておくとう安心です。

先月下旬は全国的に10年に1度と言われる猛烈な寒波に襲われました。不幸中の幸いという語弊がありますが、名古屋地区では積雪には至らず、ごく一時的な混乱に留まりました。とはいえ、まだまだ断続的に北陸から東北・北海道にかけて大雪が猛威をふるっております。高速道路で渋滞にはまり、何十時間も車内で待機を余儀なくされたトラックドライバーの方は本当に大変だったと思います。高速道路網が整備されて毎日毎日トラックが全国各地を走り回っているお陰で、生産活動や日々の生活が支えられていることを改めて実感させられました。

今年は干支でいうと「癸卯（みずのと・う）」で、終り・締めくくりを意味するようです。なんとなく、終末を感じさせて、暗い気持ちになりかねませんが、考えようによれば今あるものが終り、何か動き出すスタートの感じでもあります。確かに、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻（侵略）に対するウクライナの反転攻勢が、欧米（とりわけ、世界最強といわれるドイツの戦車「レオパルト2」の本格的な投入が始まりそうでNATO諸国の結束の象徴になっています）の支援の下で、春から夏にかけて戦況を好転させることができそうな雰囲気となっております。また、第3次世界大戦になりかねない国際的緊張の下で、原油を始めとするあらゆるエネルギー価格やロシア・ウクライナという小麦の一大生産地からの輸出の停止に端を発した食品原材料が高騰して世界的規模でのインフレ傾向が顕著となっております（ウクライナでの戦況にも左右されますが）、年の後半には落ち着きを取り戻すことが期待される展開となっております。

国内に目を転じて、変化の兆しを感じられます。その象徴的な動きとして、先週末にはトヨタ自動車のトップ交代のニュースが飛び込んできました。日本経済の強さ・成長力の頂点に立つトヨタが追い込まれての交代ではなく、ガソリンからEVへという時代の変化に即応する果敢な戦略転換の意思表示であると評することができそうです。豊田章男社長は創業者の孫であり、年齢もまだ66歳という若さですからトップの決断力には脱帽せざるを得ません。それにしても、次期社長は53歳ということですから何十人という諸先輩をごぼう抜きにしての大抜擢といえるのではないのでしょうか。高級ブランド・レクサスのEV化を主導してきた人物であり、豊田社長の大英断が吉と出るか、トヨタのみならず日本の自動車業界の命運が託されているようです。

また、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられます。5月のゴールデンウィーク明けからはインフルエンザ並みの対応になるということです。「遅すぎた対応」と評される一方、マスクなどの感染対応や医療費・ワクチン接種を巡る自己負担のあり様等、混乱も予想されますし、日常生活の落ち着きを取り戻しつつ、如何に経済の正常化・発展のための諸施策を打ち出せるか、岸田内閣の決断力・実行力が問われることとなります。「聞く力」を存分に発揮し、日本経済に活気を取り戻すことができれば、自ずと内閣支持率も大幅にアップすることでしょう!?

《和奏・遼真通信》

和奏は年明け早々のテストにも前向きに取り組めたようです。一度、登校後に体調がすぐれないという連絡があり早退したこともありましたが、幸い学校中で感染者が多数出たコロナではなく、一時的な体調不調だったようで事なきを得ております。そんなことも加わり、また多感な女子高生でもあるからか、マスクが外せないようです。5類移行後に柔軟に対応していけるか、じいじとしては一抹の不安が無きにしても非ずといったところです。

一方、遼真はこの寒さに手袋・ネックウォーマーとカイロが必須のようです。学校ではインフルエンザの感染もちらほらと出ているものの、今の所その影響もなく元気に登校できているとのこと。少し気がかりな点は、遼真（に限らず最近の若い世代に共通する点です）が、タブレットやゲーム機等のメディアに接する時間が長くなっていることにより、姿勢や視力に悪影響を及ぼさないかということです。本人が意識してくれるのが一番ですが、良くない姿勢で長時間没頭してしまわないよう願っております。

（令和5年2月1日 所長 橋本）

